

# UQ通信サービス機器貸出サービス規約

第2版

平成21年4月3日

UQコミュニケーションズ株式会社

UQコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、このUQ通信サービス機器貸出サービス規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社の提供するUQ通信サービス契約約款に基づく通信サービス（以下「UQ通信サービス」といいます。）の契約者（以下「お客様」といいます。）に対し、当社が別に定める通信機器（以下「本機器」といいます。）を無償で貸与するサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めが無い限り、UQ通信サービス契約約款で使用する用語の定義に従うものとします。

#### 第1条（サービスの申込み）

本サービスの申込みをするときは、以下の条件にご同意の上、オンラインサインアップにより申込みを行っていただきます。

- （1）同時にUQ通信サービスに、申込みいただくこと。
- （2）本サービスの契約期間において、当社が実施するアンケートにご協力いただくこと。
- （3）第3条（契約の成立）に定める本サービス契約の成立の有無にかかわらず、当社が実施する利用促進等を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関するお知らせをさせていただきます場合があること。

#### 第2条（申込みの承諾）

当社は、第1条の定めにより申込みがあったときは、当社が別に定める基準により承諾を行います。

#### 第3条（契約の成立）

当社とお客様との間の本サービスの提供に関する契約（以下「本サービス契約」といいます。）は、前条の定めによりお客様の申込みを当社が承諾した日に成立するものとします。また、本サービス契約の締結は、お客様毎に1契約のみとし、お客様が複数のUQ通信サービスを利用する場合であっても複数の本サービス契約は締結しないものとします。

#### 第4条（申込み内容の変更）

お客様は、第1条（サービスの申込み）の定めによる申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

#### 第5条（本機器の引渡し）

当社は、本機器を、当社が別に定める期日までに、当社の費用と責任で当社が指定する者（以下「当社指定業者」といいます。）によってお客様の指定する場所に納入するものとします。

2 本機器は、当社指定業者がお客様の指定する場所に納入することをもって、お客様に引渡されたものとします。

#### 第6条（契約期間）

本サービスの契約期間は、第3条に定める契約成立日から、2009年6月30日までとします。

#### 第7条（本機器の使用、保管等）

お客様は、本規約の各条項及び当社の指示に従って本機器を善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

2 本サービス契約によりお客様が使用できる本機器の台数は、1台とします。ただし、本機器の種類が、別表1に定めるUG010KおよびUD010Kである場合は、その組み合わせとなる1組をもって1台とみなすものとします。

3 本機器の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、お客様の負担とします。

4 お客様は、本機器の譲渡、転貸、改造・改変を行ってはならないものとします。

5 お客様は、本機器に故障、滅失、毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

6 お客様の責に帰すべき事由により本機器に故障、滅失、毀損等が生じたときは、当社は、お客様に対し、別表1「機器購入代金相当額」に定める金額を請求することができるものとし、当該請求が行われた場合は、お客様は第21条（支払方法）に定める方法によりお支払いいただきます。

#### 第8条（本機器の接続及び撤去等）

本機器の接続、設定、移設、撤去については、お客様の費用と責任で行うものとします。

2 お客様の通信設備・コンピュータ等と本機器を接続する為に必要となる物品等がある場合は、お客様の費用と責任でこれを準備するものとします。

#### 第9条（本機器のサポート）

当社は、通信設備・コンピュータ等と本機器との接続に関するお客様の問合せに対して、電話又は電子メールにてサポートを行います。

#### 第10条（窓口支払手数料の支払義務）

お客様は、当社が第21条（支払方法）但書の定めによる払込票を発行したときは、別表2「窓口支払手数料」に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

#### 第11条（延滞利息）

お客様は、本規約に定める料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する方法により、当社が別途指定する期日までに支払っていただきます。

#### 第12条（お客様が行う本サービスの解約）

お客様は、第6条に定める本サービスの契約期間内において本サービス契約を中途解約する場合は、予め当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

#### 第13条（UQ通信サービスの解約に伴う本サービスの解約）

本サービスと同時に申し込みいただいたUQ通信サービスの利用に関するお客様と当社との間の契約が解約、解除等により終了した場合、当該UQ通信サービスの終了日をもって本サービス契約も自動的に終了します。

#### 第14条（当社が行う本サービスの解約）

当社は、お客様に対し、予め書面にて通知することにより、本サービス契約を解約することができます。

#### 第15条（所有権の移転）

お客様が第6条に定める契約期間の満了により本サービス契約が終了した後も継続してUQ通信サービスを利用し、かつ、継続して本機器を使用される場合、本機器の所有権は、契約期間満了の翌日から何らの手続きを必要とせず、無償でお客様に移転するものとします。ただし、第1条の定めによるアンケートにご協力いただけない場合はこの限りではありません。

2 当社が第17条3項の定めによる請求を行い、お客様がこれを支払った場合、本機器の所有権はお客様に移転するものとします。

#### 第16条（契約違反等による解除）

お客様に次の事由が生じた場合は、当社は、何らの催告なしに、本サービス契約を解除することができ、また、その場合、当社は、本サービス契約の解除の有無に拘らず、お客様に対して損害賠償を請求することができるものとします。

- (1) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 差押え、仮差押え又は仮処分申し立てを受けたとき。
- (3) 自ら振出し、若しくは引受けた手形、又は自ら振出した小切手について不渡処分を受けたとき、又は支払停止に陥ったとき。
- (4) UQ通信サービスに係る利用料その他の債務について、支払期限を経過してもなお支払わないとき。
- (5) その他資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと当社が認めたとき。

#### 第17条（本機器の返還等）

契約期間満了、解約解除その他理由の如何を問わず本サービス契約が終了した場合、お客様は、本機器を原状に復した上で、当社が別途指定する返還方法、返還期限及び返還場所に従い本機器

を当社の費用負担で送付することにより返還するものとします。但し、第15条(所有権の移転)により本機器の所有権を取得するお客様はこの限りではありません。

2 お客様は、前項で定める当社指定の返還方法以外の方法で本機器を返還する場合、お客様の責任と費用負担で行うものとします。

3 第1項に定めにより、本サービス契約の終了後お客様に本機器の返還義務が生じた場合において、当社指定の返還期限後もなお本機器が返還されない場合(第15条(所有権の移転)により本機器の所有権をお客様が取得する場合を除きます。)、当社は、お客様に対し別表1「機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとし、お客様は第21条(支払方法)に定める方法によりお支払いいただくものとします。

4 お客様が本機器を返還する際にお客様の私物(LANカード、電源アダプタ、ノートPC、各種マニュアルを含みますが、これらに限りません。以下「お客様私物」といいます。)が当社の責によらない事由により返還される本機器と同梱された場合、お客様は当該お客様私物の所有権を放棄したものとみなし、当社は、当該お客様私物を任意に処分できるものとします。

#### 第18条(責任の範囲)

当社の責に帰すべき事由により本機器に故障が生じた場合、当社は、当社の費用負担により、その修復に努めるものとします。

2 当社は、本機器の故障、滅失、毀損等からお客様に生じた損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

3 当社は、本機器の保守点検、修理等に当たって、本機器が接続されるお客様の通信設備、コンピュータ、その他お客様の設備、物品等に損害を与えた場合、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、その損害賠償の責任を負わないものとします。

4 お客様による本機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、お客様がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

#### 第19条(権利義務の譲渡等)

お客様は、本サービス契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

#### 第20条(お客様に係る情報の利用)

当社は、お客様に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社のUQ通信サービス契約約款又は本サービス契約に係る業務(第1条の定めによる業務を含みます)の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーの通りとします。(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客様に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合を含みます。

#### 第21条（支払方法）

お客様は、本規約の定めにより別表1「機器購入代金相当額」及び別表2「窓口支払手数料」の支払義務が生じた場合は、UQ通信サービスに係る利用料の支払いのためにあらかじめ指定した支払方法（クレジットカード）により、当該別表に定める金額およびこれに係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとします。

ただし、クレジットカード会社からの通知によりお客様の指定したクレジットカードの利用が停止されたことを当社が知ったときは、払込票（当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。）を発行します。この場合において、お客様は、あらかじめ指定した支払方法にかかわらず、その払込票記載の支払方法及び支払期限までに本規約別表に定める金額を支払っていただきます。

#### 第22条（本規約の内容の変更）

当社は、本規約の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の内容によります。

#### 第23条（合意管轄）

本サービス契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

#### 第24条（協議）

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

別表 1

1 端末ごとに

本機器の種類	機器購入代金相当額
	税込額
UD01NA	12,800円
UD02NA	13,800円
UD01SS	12,800円
UD02SS	13,800円
UG010K/UD010K	19,800円

別表 2

払込票 1 通ごとに

区分	料金額
	税抜額 (税込額)
窓口支払手数料	150円 (157円)

## 附則

(適用期日)

本規約は、平成 21 年 2 月 3 日より適用します。

## 附則

(適用期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 3 日より適用します。